



# 長野県報

7月8日(月)  
令和6年  
(2024年)  
第523号

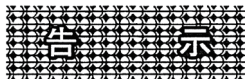
## 目次

### 告示

長野県県税条例に基づく期日の期限の到来(2件)(税務課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	4
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施(農地整備課).....	6
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	6
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課).....	7
随意契約の相手方の決定(会計課).....	9



### 長野県告示第380号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第11条第1項の規定により、令和6年1月25日付け長野県告示第53号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和6年7月8日

長野県知事 阿部 守一

都道府県名	指定地域
富山県	富山県
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町

税務課

## 長野県告示第381号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、令和6年1月25日付け長野県告示第53号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税に係るものを除き、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とします。

令和6年7月8日

長野県知事 阿部 守一

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡志賀町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町

税務課

## 長野県告示第382号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年7月8日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上田市上田字二ノ宮631、650の口の1
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第383号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年7月8日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
茅野市宮川字出ノ久保6609の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年7月8日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字中溝ノ原1972の1、1972の14、宇三沢日影2175の2、2175の76、2175の77、2175の79、2175の80、2175の87

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課